



# 棚卸資産の取扱い



棚卸資産とは販売目的で保有する物品やサービス等のことです。土地や建物も、不動産会社が販売目的で保有する場合は棚卸資産です。法人税法では、次のもの（有価証券等を除く）が該当します。

- (1) 商品または製品（副産物および作業くずを含む）

「商品」は加工しないで販売する物品、「製品」は加工して販売する物品のことです。スーパーでいえば、仕入れた野菜をそのまま販売するなら「商品」、調理して惣菜として販売するなら「製品」と考えるとうっかりやすいでしょう。「副産物」とは製品を製造する過程で派生してできた物品で、豆腐をつくる際の「おから」等があります。「作業くず」とは原材料を加工する際に生じたかけらや切れ端のことで、木材を裁断した

際の「おがくず」等が該当します。これらも販売目的で保有している棚卸資産です。

- (2) 半製品
- (3) 仕掛品（半成品を含む）
- (4) 主要原材料・補助原材料

「半製品」は加工の途中にもかかわらず外部に販売できるものがあります。液晶テレビのメーカーが内製した部品（液晶画面等）を外販する場合は該当します。「仕掛品」は加工途中の未完成品で、半製品と異なり販売できないものです。造船業では「半成工事」といいます。建設業では「未成工事支出金」とも呼ばれます。「主要原材料」は製品の主体に用いる材料、「補助原材料」は製品を製造する際に間接的に用いる材料のこと。家屋でいえば木材やコンクリートは「主要原材料」、

釘やベンキは「補助原材料」です。(5) 消耗品で貯蔵中のもの、その他前記に準ずる資産

自社で利用する切手や文房具、配布目的の商品券やパンフレット、梱包用の段ボールなど、販売目的以外で保有している未使用の消耗品も棚卸資産に該当します。毎年の購入量が一定で頻繁に消費する物品等は、棚卸資産に計上しない処理も可能です（金銭と同じ価値のある切手や商品券等を除く）。

## 棚卸資産の取得価額

- (1) 購入した場合（デリバティブ取引を除く）

- ① 購入先に支払った代金にかかった費用
- ② 関税や引取運賃といった購入にかかった費用
- ③ 検収や店舗間の配送といった販売等のために直接要した費用。ただし合計額が購入代価(1)のおおむね3%以内の場合には取得価額に含めないことができる
- (2) 自社で製造等した場合
  - ① 製品を製造等するために消費する原材料費
  - ② 工場従業員に支払う賃金等の労務費
  - ③ 工場の水道光熱費や製造設備の減価償却費等の経費
  - ④ 検査や工場から店舗への配送といった販売等のために直接要した費用。ただし合計額が製造原価(1)②③のおおむね3%以内

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士  
平井満広

- 掲載(予定)テーマ
- ①減価償却資産と法人税
  - ②減価償却の変更と中古資産
  - ③資本的支出と修繕費
  - ④繰延資産の取扱い
  - ⑤棚卸資産の取扱い
  - ⑥有価証券の取扱い

内の場合は取得価額に含めないことができる

- (3) 贈与等で取得した場合
- (4) 取得する場合に通常要する価額（取得価）

② 販売等のために直接要した費用

## 棚卸資産の評価方法

評価方法とは、棚卸資産の計上金額を算出するルールです。損益計算の売上原価は左上の算式で計算するため棚卸資産の評価額は所得金額にも影響をもちます。法人税法では棚卸資産の評価方法は次のように定められています。

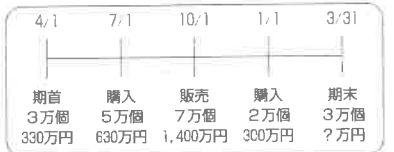
- (1) 原則の評価方法

棚卸資産の評価方法として税務上認められている原則の評価方法は「原価法」と「低価法」があります。事業の種類や棚卸資産の区分ごとに「原価法」または「低価法」を選ぶこととなっています。

●売上原価  
= (期首棚卸資産 + 当期仕入高) - 期末棚卸資産

① 原価法  
次のいずれかの方法で算出した取得価額で、期末棚卸資産

図表 評価方法による評価額の違い



- (1) 先入先出法  
\*期末3万個は7/1購入の残り1万個と1/1購入の2万個と考える  
①7/1購入分の評価額 (イ)単価 630万円 5万個=@126万円  
②1/1購入分の評価額 (ロ)@126円×1万個=126万円  
③期末評価額 300万円  
①+②=426万円
- (2) 総平均法  
①平均単価 ((630万円+300万円)/8万個=@126円  
②期末評価額 @126円×3万個=378万円
- (3) 移動平均法  
①7/1時点の平均単価 (330万円+630万円)/8万個=@120円  
②1/1時点の平均単価 (イ)@120円×1万個=120万円  
③期末評価額 (ロ)(120万円+300万円)/3万個=@140円  
①②@140円×3万個=420万円
- (4) 最終仕入原価法  
①1/1購入分の単価 300万円/2万個=@150円  
②期末評価額 @150円×3万個=450万円

※個別法と先価還元法は省略

を評価する方法です。事業の種類や棚卸資産の区分ごとに異なる評価方法を選ぶこともできます。採用する評価方法によって期末棚卸資産の評価額が大きく変わる場合があります（図表参照）。

(イ) 個別法  
期末の棚卸資産を個々の取得価額で評価する方法です。土地建物等の不動産販売業や車両・貴金属の中古販売業のように、取引ごとに商品の規格や金額が異なる場合に適用できます。

(ロ) 先入先出法  
期末の棚卸資産は、新しく取得したモノで順次構成されている（先に取得したモノから先に払い

出す）とみなして評価する方法です。物価上昇時には利益が多く、物価下落時には利益が少なく計算されます。

(ハ) 総平均法  
期首棚卸資産と期中に取得した棚卸資産の平均単価で期末の棚卸資産を評価する方法です。

(ニ) 移動平均法  
棚卸資産を取得するつど平均単価を計算して期末の棚卸資産を評価する方法です。

(ホ) 最終仕入原価法  
事業年度の最後に取得した単価で期末の棚卸資産を評価する方法です。計算が簡便となる反面、年度末の価格変動が評価額に大きく

影響するという特徴があります。会社設立時等に届出をしない場合は最終仕入原価法が強制適用されます。会計基準では認められていない評価方法のため上場企業等では採用されません。

(ヘ) 売価還元法  
期末棚卸資産の通常の販売価額に原価率をかけて期末の棚卸資産を評価する方法です。取扱い品種が多いコンビニやドラッグストア等の小売業で主に採用されています。

② 低価法  
原価法で算出した取得価額と、事業年度終了時における価額（通常の売却価額）とを比較して、いずれか低い価額を評価額とする方法です。1,000円で仕入れた商品がたくさん売れ残ってしまった、原価割れの800円で販売することにした場合、低価法を採用していれば商品の評価額は800円となります。低価法は税務署長に届け出ることを選択できます（評価損）の要件とは異なります。

納税地の所轄税務署長の承認があれば、原則の評価方法以外の評価方法も採用できます。

特別な評価方法

平井会計事務所代表「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。